強い農業づくり総合支援交付金の交付等要綱の制定について

3 農 産 第 2890 号 令 和 4 年 4 月 1 日 農林水産事務次官依命通知

強い農業づくり総合支援交付金について、この度、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱

(趣旨)

第1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国 土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かで ゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応し きれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加 及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を発揮して課題解決に取り組む生産事業の形成、農業者が営農活動の外部委託などで経営の継続や効率化を図ることができるよう次世代型の農業支援サービス事業の定着を促進することが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地の基幹施設や食品流通拠点施設(以下「施設等」という。) の整備及び先駆的な生産事業に係るモデル的な取組等を支援することとする。

(通則)

第2 強い農業づくり総合支援交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第3 交付金は、第1の趣旨を踏まえ、次の1及び2に掲げる支援タイプ並びに卸売市場法(昭和46年 法律第35号)第16条第1項に基づいて都道府県知事が行う事業(都道府県知事が知事以外の者に 実施させる間接補助事業を含む。以下「交付事業」という。)に要する経費を都道府県に交付し、 次の3及び4に基づいて行う事業(以下「直接採択事業」という。)に要する経費を、直接採択事 業者に交付するものとする。
 - 1 産地基幹施設等支援タイプ (都道府県整備事業)
 - (1)産地競争力の強化
 - (2) みどりの食料システム戦略の推進
 - 2 卸売市場等支援タイプ(都道府県整備事業) 食品流通の合理化
 - 3 生産事業モデル支援タイプ (直接採択事業)
 - 4 農業支援サービス事業支援タイプ(直接採択事業)

(事業の内容)

第4 交付事業及び直接採択事業(以下「交付事業等」という。)は、第1の趣旨を踏まえ、第3に掲

げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のIからIVまでに掲げるとおりとする。このほか、別表1に定める交付事業等は、別記1から別記4までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長又は農林水産省畜産局長 (以下「農産局長等」という。)が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、 緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体は、交付事業等を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

3 費用対効果分析

別表1のⅠ、Ⅱ、Ⅲの2及びIVに掲げる事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、農産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

4 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のIについて、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組(以下「地域提案」という。)を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表 1 の I の交付金総額の 20%を上限とし、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

(事業の実施)

- 第5 事業実施計画、都道府県事業実施計画及び取組内容の変更手続については、別記1から別記4までにより行うものとする。
 - 2 事業の着手は、原則として、交付金の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(交付の対象及び交付率)

- 第6 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、下記に定める交付事業等を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。
 - Ⅰ 都道府県整備事業(別表1のⅠ産地基幹施設等支援タイプ及びⅡ卸売市場等支援タイプ)
 - II 直接採択事業(別表1のIII生産事業モデル支援タイプ及びIV農業支援サービス事業支援タイプ)
 - 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表2に定めるところによる。
 - 3 前項に定めるもののほか、第4第1項のただし書の事業に要する経費は、第4第1項に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、 農産局長等が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第7 別表2の区分の欄に掲げるI及びⅡの事業の相互間並びにⅡの整備事業と推進事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、交付事業にあっては別記様式第1号-1、直接採択事業にあっては別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。
 - 2 前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者 (交付決定者 が大臣の場合にあっては、農産局長等) が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を 交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、交付事業を実施する都道府県知事又は直 接採択事業者(以下「都道府県知事等」という。)に対しその旨を通知するものとする。
 - 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定 の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第 11 都道府県知事等は、第 8 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第12 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容と する実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。
 - 2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般 の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難 又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変 更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き交付金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとすると

きは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げるもの以外とする。

(事業遅延の届出)

- 第15 都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第16 都道府県知事等は、交付事業等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
 - 2 前項による報告のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 都道府県知事等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式 第6号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経 理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・ 関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。) に提出しなければなら ない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務 大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払いにより第6第1項のIの事業に係る交付金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等を完了した場合(第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)はその日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
 - 2 都道府県知事等は、交付事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなけ ればならない。
 - 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告

するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、 その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定 者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 19 交付決定者は、第 18 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及 び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の成果が交付決定の内容及びこれに 付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知す るものとする。
 - 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を 超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第20 都道府県知事等は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。
 - 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の 確定を行うものとする。
 - 3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 21 交付決定者は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合 及び次に掲げる場合には、第 10 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更す ることができる。
 - (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは 指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、交付金を交付事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付事業を実施する事業実施主体が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接交付事業を実施する事業実施主体が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用 (括弧書きを除く。)する。

(財産の管理等)

- 第22 都道府県知事等は、交付対象経費(交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部 又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 23 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

- 第24 都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳 簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第25 都道府県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科 目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければな らない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第 26 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第 12 から第 25 までの規定に 準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2)間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただ

し、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。) においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた 金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体 に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 交付事業を実施する事業実施主体は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、事業実施主体が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第10による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の国庫交付金相当額を 国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第27 事業実施主体及び都道府県知事が行う事業実施状況の報告については、別記1から別記4までにより行うものとする。

(事業の評価)

第28 事業実施主体及び都道府県知事が行う交付事業等の評価の報告については、別記1から別記4までにより行うものとする。

(指導等)

第29 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1から別記4までにより行うものとする。

(委任)

第30 交付事業等の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2による廃止前の強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

ただし、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプに係る対策の評価については、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知)の第7の規定の定めるところによる。

別表1のI 産地基幹施設等支援タイプ(第4及び第6関係)

才 農業廃棄物処理施設整備

事業実施主体 採択要件 交付率 メニュー 1 産地競争力の強化 1 メニューの欄の1の(1) 1 メニューの欄の1 1 交付金の交 の(1)の採択要件 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推 の事業実施主体は、次に掲げ 付率は定額 る者とする。 は、次に掲げる全て (事業費の1 土地利用型作物、畑作物・地域特産 の要件を満たすこと (1) 都道府県 /2以内(た 物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境 ただし、飼料増産の取組 とする。 だし、別記1 (1) 受益農業従事者 影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼 を実施する場合にあって に定める場合 料增產、家畜改良增殖、食肉等流通体 は、別記1に定める飼料作 (農業 (販売・加工 にあっては、 制整備、国産原材料サプライチェーン 物作付及び家畜放牧等条件 等を含む。) の常時 別記1に定め 構築、農畜産物輸出に向けた体制整 整備、自給飼料関連施設に 従事者(原則年間 る率又は額以 備、スマート農業実践施設の整備、環 限るものとする。 150 目以上) をい 内)) とする。 境保全の取組、有機農業の取組及び土 (2) 市町村 う。以下同じ。) づくりの取組(科学的データに基づく (3)農業者の組織する団体 が、5名以上である 土づくり及び被災農地の地力回復)、 (別記1に定めるものをい こと 畜産副産物の肥飼料利用 う。以下同じ。) (2) 別記1に定める (4)公社(地方公共団体が出 成果目標の基準を満 上記の取組について、以下の事業が実施 資している法人をいう。以 たしていること。 できるものとする。 下同じ。) (3) 別記1に定める ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (5) 土地改良区 面積要件等を満たし (6) 消費者団体及び市場関係 (ア) ほ場整備 ていること。 (イ) 園地改良 者(別記1に定めるものを (4) 当該施設等の整 備による全ての効用 (ウ)優良品種系統等への改植・高接 いう。以下同じ。) (エ) 暗きょ施工 ただし、野菜の取組を対象 によって全ての費用 とした、産地管理施設の整 を償うことが見込ま (才) 十壤十層改良 れること(別記1に イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件 備に限るものとする。 整備 (7) 事業協同組合連合会及び 定める場合を除 (ア) 飼料作物作付条件整備 事業協同組合 < 。)。 (イ) 放牧利用条件整備 (8)食品事業者 ただし、総事業費が (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 以下のアからウまでの場 5千万円以上のもの ウ 耕種作物産地基幹施設整備 合に限るものとする。 に限る。 (ア) 育苗施設 (5) 産地基幹施設を ア 大豆製品又は茶製品 (イ) 乾燥調製施設 の製造又は製造小売 設置する場合にあっ ては、原則として、 (以下「製造等」とい (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (工) 農産物処理加工施設 う。)を行う事業者が 総事業費が5千万円 (才) 集出荷貯蔵施設 製品加工に必要な処理 以上であること。 (カ) 産地管理施設 加工設備を整備する場 (キ) 用土等供給施設 合 (ク) 農作物被害防止施設 イ 国内産糖及び国内産 (ケ) 生産技術高度化施設 いもでん粉の製造等を (コ) 種子種苗生産関連施設 行う事業者が製品加工 (サ) 有機物処理・利用施設 に必要な処理加工設 備、甘味資源作物及び (シ)油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給 でん粉原料用いもの種 施設 子種苗生產関連施設、 工 畜産物産地基幹施設整備 育苗施設、集出荷貯蔵 (ア) 畜産物処理加工施設 施設、製糖及びでん粉 (イ) 家畜市場 製造過程で排出される (ウ) 家畜飼養管理施設 未利用資源の堆肥化等 (工) 自給飼料関連施設 に必要な有機物処理・ (才) 家畜改良增殖関連施設 利用施設を整備する場 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 ウ 国内産糖及び国内産

いもでん粉の製造等を 行う事業者が病害虫ま

ん延防止対策の取組を 行う場合

- (9) 民間事業者(別記1に 定めるものに限る。)
- (10) 中間事業者(別記1に 定めるものに限る。)

国産原材料サプライチェ ーン構築の取組を対象とし た乾燥調製施設、穀類乾燥 調製貯蔵施設、農産物処理 加工施設、集出荷貯蔵施 設、産地管理施設、種子種 苗生産関連施設及び畜産物 処理加工施設の整備に限る ものとする。

(11) 流通業者(別記1に定めるものに限る。)

果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。

(12) 公益社団法人、公益財 団法人、一般社団法人及 び一般財団法人

ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。

- (13) 農業者の組織する団体が 株主となっている株式会社 であって、当該団体が有す る議決権及び地方公共団体 が有する議決権の合計がそ の会社の総株主の議決権の 過半数であるもの又はその 他事業目的に資するものと して都道府県知事から協議 のあった団体(以下「特認 団体」という。)
- (14) コンソーシアム (別記1 に定めるものに限る。)
- (2) 産地合理化の促進 以下の事業が実施できるものとする。
 - ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備
 - イ 集出荷貯蔵施設等再編利用
 - ウ 農産物処理加工施設等再編利用
 - 工 食肉等流通体制再編整備
 - オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場 再編合理化
 - カ 乳業再編等整備
 - (ア) 効率的乳業施設整備
 - (イ) 集送乳合理化推進整備
 - (ウ) 需給調整拠点施設整備

- メニューの欄の1の(2) (カの(イ)を除く。)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。
- (1) 都道府県(メニューの欄のアからエまでの事業に限る。)
- (2) 市町村 (メニューの欄のア からオまでの事業に限る。)
- (3) 農業者の組織する団体
- (4) 公社
- (5)土地改良区(メニューの欄のアの事業に限る。)
- 2 メニューの欄の1
 2 交付金の交付金の交付率は定額での事業の採択要件は、次に掲げる全での要件を満たすこととする。

 2 メニューの欄の1
 2 交付金の交付率は定額である。
- (1) 受益農業従事者 が、5名以上であ ること。
- (2) 別記1に定める 成果目標の基準を 満たしているこ と。

1/3以内

- (6)食品事業者(メニューの欄 (3)別記1に定める の才の事業に限る。)
- (7)特認団体(メニューの欄の アからエまでの事業に限
- (8)公益社団法人、公益財団法 人、一般社団法人及び一般 財団法人(メニューの欄の エの事業に限る。)
- (9) 事業協同組合連合会及び 事業協同組合
- (10) 農業者の組織する団体が 株主となっている株式会社 (独立行政法人農畜産業振 興機構法施行規則第2条の 規定に基づき、農林水産大 臣が定める基準(平成15年 10月1日農林水産省告示第 1538 号) 第2号に規定する 基準に適合するものに限 (2)のオ及びカの事 る) (メニューの欄のカの 業の採択要件は、別記 (ア) 及び(ウ) の事業に限 る。)
- (11) 乳業再編等協議会(別記1 に定めるものに限る。)(メ ニューの欄のカの(ア)の事 業に限る。)
- (12) コンソーシアム (別記1に 定める場合に限る。)

メニューの欄の1の(2)のカ の(イ)の事業実施主体は、畜産 経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号) 第 10 条第 1項に規定する指定事業者とす る。

- 面積要件等を満た していること。
- (4) 当該施設等の整 備による全ての効 用によって全ての 費用を償うことが 見込まれること。 ただし、総事業 費が5千万円以上 のものに限る。
- (5)産地基幹施設を 設置する場合にあ っては、原則とし て、総事業費が5 千万円以上である こと。

メニューの欄の1の 1に定める要件を満た していることとする。

(ただし、別 記1に定める 場合にあって は、別記1に 定める率以 内)) とする。

2 みどりの食料システム戦略の推進

みどりの食料システム戦略(令和3年5 月 12 日みどりの食料システム戦略本部決 定) の推進に必要な以下の事業が実施でき るものとする。

- ア 耕種作物小規模土地基盤整備
- (ア) ほ場整備
- (イ) 園地改良
- (ウ) 優良品種系統等への改植・高 接
- (エ) 暗きょ施工
- (才) 土壌土層改良
- イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件
 - (ア) 飼料作物作付条件整備
 - (イ) 放牧利用条件整備

- 3 メニューの欄の2の事業実 3 メニューの欄の2 施主体は、次に掲げる者とす る。
- (1)都道府県
- (2) 市町村
- (3) 農業者の組織する団体
- (4) 公社
- (5) 土地改良区
- (6)消費者団体及び市場関係

ただし、野菜の取組を対 象とした産地管理施設の整 備に限るものとする。

- (7) 事業協同組合連合会及び 事業協同組合
- (8) 食品事業者(事業実施主 体の欄の1の(8)を準用 する)

- の採択要件は、次に 掲げる全ての要件を 満たすこととする。
- (1) 受益農業従事者 が、5名以上である こと
- (2) 別記1に定める 成果目標の基準を満 たしていること。
- (3) 別記1に定める 面積要件等を満たし ていること。
- (4) 当該施設等の整 備による全ての効用 によって全ての費用 を償うことが見込ま れること(別記1に

3 交付金の交 付率は定額 (事業費の1 /2以内

- (ウ) 水田飼料作物作付条件整備
- ウ 耕種作物産地基幹施設整備
- (ア) 育苗施設
- (イ) 乾燥調製施設
- (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (工) 農産物処理加工施設
- (才) 集出荷貯蔵施設
- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 生産技術高度化施設
- (コ) 種子種苗生産関連施設
- (サ) 有機物処理・利用施設
- (シ)油糧作物処理加工施設
- (ス) バイオディーゼル燃料製造供給 施設
- 工 畜産物産地基幹施設整備
- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場
- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (工) 自給飼料関連施設
- (才) 家畜改良增殖関連施設
- (カ) 畜産周辺環境影響低減施設
- (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設
- 才 農業廃棄物処理施設整備

- (9) 民間事業者(別記1に 定めるものに限る。)
- (10) 中間事業者(事業実施 主体の欄の1の(10)を準 用する。)
- (11) 流通業者(事業実施主体 の欄の1の(11)を準用す る。)
- (12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(事業実施主体の欄の1の(12)を 準用する)
- (13) 特認団体
- (14) コンソーシアム (別記1に 定めるものに限る。)

定める場合を除く。)。

ただし、総事業費が 5千万円以上のもの に限る。

(5) 産地基幹施設を 設置する場合にあっ ては、原則として、 総事業費が5千万円 以上であること。

別表1のⅡ 卸売市場等支援タイプ(第4及び第6関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 食品流通の合理化	1 事業実施主体は、次に掲げ	1 採択条件は、次に	1 交付金の交
食品流通拠点施設整備の推進	る者とする。	掲げる全ての要件を	付率は定額(事
	(1)中央卸売市場(卸売市場法	満たすこととする。	業費の4/10
□ 品質・衛生管理高度化施設整備、物流	(昭和 46 年法律第 35 号。	(1) 別記2に定める	以内(ただし、
効率化に向けた施設整備、卸売市場統	以下「市場法」という。) 第	成果目標の基準を	別記2に定め
合•連携促進施設整備、輸出促進対応卸	4条第1項に基づく認定を	満たしているこ	る場合にあっ
売市場施設整備、卸売市場防災対応施	受けた卸売市場又は認定を	と。	ては、別記2に
設整備、共同物流拠点施設整備	受けることが確実と認めら	(2) 別記2に定める	定める率以
	れる卸売市場をいう。以下	要件を満たしてい	内)) とする。
上記の取組について、以下に掲げる施設	同じ。)の開設者	ること。	
の整備を実施できるものとする。	(2)地方卸売市場(市場法第13	(3) 当該施設の整備	
(1) 売場施設	条第1項に基づく認定を受	による全ての効用	
(2) 貯蔵・保管施設	けた卸売市場又は認定を受	によって全ての費	
(3) 駐車施設	けることが確実と認められ	用を償うことが見	
(4) 構内舗装	る卸売市場をいう。以下同	込まれること。	
(5)搬送施設	じ。)の開設者	ただし、総事業	
(6) 衛生施設	(3) 民間資金等の活用による	費が5千万円以上	
(7)食肉関連施設	公共施設等の整備等の促進	のものに限る。	
(8)情報処理施設	に関する法律 (平成 11 年法		
(9) 市場管理センター	律第 117 号)第6条に基づ		
(10) 防災施設	き選定された特定事業を実		
(11) 加工処理高度化施設	施する選定事業者		
(12) 選果・選別施設	(4) 事業協同組合又は協同組		
(13) 総合食品センター機能付加施設	合連合会		
(14) 附帯施設	(5)(4)に掲げる者が主たる		
(15)(1)から(14)までの施設内容に準	出資者又は出えん者となっ		
ずる施設	ている法人		
(16) 共同集出荷施設	(6)特認団体		
	(7) 地方公共団体が主たる出		
	資者となっている法人		
	(8)農業協同組合又は農業協		
	同組合連合会		
	(9)流通業者(別記2に定める		
	ものに限る。)		

別表1の皿 生産事業モデル支援タイプ(第4及び第6関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業	事業実施主体は協働事業計画	メニューの欄の1の	交付率は次に
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強	に位置付けられた次に掲げる者	事業の採択要件は、次	掲げるとおりと
化	とする。	に掲げる全ての要件を	する。
(2) 供給調整機能の具備・強化	(1)都道府県	満たすこととする。	(1)から(3)
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強	(2) 市町村	(1) 協働事業計画が	まで及び(6)の
化	(3) 公社	承認されているこ	事業
(4)農業機械等の導入及びリース導入	(4)農業者	と。	事業費の1/
(5) 効果増進・検証事業	(5)農業者の組織する団体	(2) 別記3に定める	2以内とする。
(6) その他事業の目的を達成するために	(6) 民間事業者(別記3に定	成果目標の基準を	(ただし、農産
必要な取組	めるものに限る。)	満たしているこ	局長等が別に定
	(7)特認団体	と。	める場合にあっ
	(8) コンソーシアム (別記	(3)農産局長等が別	ては、農産局長
	3に定めるものに限る。)	に定める別記3に	等が定める額以

		定める要件を満た していること。	内)とする。 (4)の事業 導入する農業 用機械等の本体 価格の1/2以 内とする。 (5)の事業 定額とする。
2 整備事業 (1)育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調製貯蔵施設 (4)農産物処理加工施設 (5)集出荷貯蔵施設 (6)産地管理施設 (7)用土等供給施設 (8)農作物被害防止施設 (9)生産技術高度化施設 (10)種子種苗生産関連施設	事業実施主体は協働事業計画 に位置付けられた次に掲げる者 とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者(別記3に定めるものに限る。) (7) 特認団体 (8) コンソーシアム(別記3 に定めるものに限る。)	げる全ての要件を満た すこととする。 (1)協働事業計画が 承認されているこ と。 (2)別記3に定める 成果目標の基準を	2 4 1 4 1 1 1 4 2 1 4

別表1のⅣ 農業支援サービス事業支援タイプ(第4及び第6関係)

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 農業支援サービス事業支援タイプ (1)農業支援サービス事業の展開に必要な農業用機械等の導入及びリース導入	事業実施主体は次に掲げる者とする (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者 (4) 農業者の組織する団体 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 事業協同組合連合会及び 事業協同組合 (8)民間事業者(別記4に定めるものに限る。) (9)公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム(別記4に定めるものに限る。)	別記4に定める基準を満たしていること	1/2以内

別表2 (第6、第7、第8及び第14関係)

				重	要な変更
区分	経 費	交付率	交付決定者	経費の配分の 変更	事業内容の変更
I 都道府県 整備業·食化交 (産業整備 金)	1 事業費 (1) 産地基幹施設等支援タイプ 本要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額、11/20、1/2、3/10、4/1 0、1/3、1/4、1 0、1/3、1/4、1 /5以おでる取 I と が B と 第 し が B と も と 第 と は が B と の と も と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と ま と に る と ま と に る と る と る と る と の と に る と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら	北海道にあっては大きな神経のでは、神経のでは、神経の神経のでは、神経のでは、神経のでは、本のでは、本のでは、大きないでは、いきないでは、大きないでは、いきないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		 事業の新設又は廃止 事業実施主体の変更
	(2) 卸売市場等支援タ イプ 本要綱及び市場法 第 16 条第 1 項に基 づいて行う事業に要 する経費	定額 (4/10、1/3以内) なのか、それぞれが、大学をはいかがある。 おかなではいいがです。 なのではいいがです。 なののはいのでは、 なののは、 なののは、 なののは、 なののは、 なののは、 なののは、 なののは、 はいののでは、 はいのでは、		市場16条第14年 ・ 16条では、 ・ 16条では、 ・ 17年では、 ・ 17年では、 17	
	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の 実施に関し、事業実施計 画の承認及び事業の推進 に必要な事務並びに指導 監督及び調査検討を行う のに要する経費	定額(1/2 以内)			

Ⅱ 直接採択			北海道にあっ	1 事業実施主体
事業			ては北海道農政	の名称の変更
			事務所長、沖縄	
(農業・食品	1 整備事業	1/2 以内	県にあっては内	2 事業の中止又
産業強化対	本要綱に基づいて行う		閣府沖縄総合事	は廃止
策整備交付	事業に要する経費		務局長、その他	
金)			の都府県にあっ	3 経費の欄に掲
			ては地方農政局	げる1及び2の
(農業・食品	2 推進事業	定額、1/2 以内	長	それぞれの経費
産業強化対	本要綱に基づいて行う			の事業費の 30%
策推進交付	事業に要する経費			を超える増又は
金)				交付金の増
				4 経費の欄に掲
				げる1及び2の
				それぞれの経費
				の事業費又は交
				付金の 30%を超
				える減

別記様式第1号-1 (第8関係)

令和○○年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名

令和○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金○○○円の交付を申請する。

記

1 整備事業(農業・食品産業強化対策整備交付金)

I 事業の目的

- Ⅱ 事業の内容及び計画(又は実績)
- 1 整備事業の対象となる事業の内容等
- (1) 事業費 (産地基幹施設等支援及び卸売市場等支援)

政策目	6/1	事	業	概	要	車	業	事		負 担	区 分		備	考
以 泉 日	ыJ	尹	未	15%	安	尹	未 5	Ţ	交 付 金	都道府県費	市町村費	その他	7月	45
産地競争力⊄)強化							円	円	円	円	円		
みどりの食料シスラ 進	- ム戦略の推													
食品流通の合理化	法律補助													
英品加速 の日左旧	予算補助													
地域提案メニ	ニュー													
		事業費												
合	計	附带事務費												
		計												

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
 - 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率 を備考欄に記入すること。
 - 3 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
 - 4 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

			交付金の交付	を受けて整備する物件を打	旦保に供し、金	
政策目的	事業概要	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	0000円	○年	
		○農協	○○資金	0000円	○年	
			-			

(2) 附帯事務費

事	業	ф	宏	事	業	費				負	担	区	分				備	考
7	未	r 1	4	#	未	具	交	付	金	都	道	府 県	費	i†	i H	村費	ÜHI.	7
	合	計	ŀ															

- (注) 1 事業内容欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
 - 2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

			総事業費	事業に要する経費		負 担	区 分		
	区	分	(A) + (B) + (C) + (D)	(又は要した経費) (A) + (B)	交付金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	備考
 整備事業 ア 事業費 イ 附帯事務費 			円	P	円	円	P	E	
	合	計							

Ⅳ 事業完了予定(又は完了) 令和○○年○○月○○日

(注) 「事業完了予定(又は完了)年月日」は、交付事業において事業実施主体に対して施工業者等から交付対象施設の引渡しが完了した年月日又は交付事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を 記載すること。

V 収支予算(又は精算)

1 収入の部

			本年度予算額	前年度予算額	比 較	増 減	
	区	分	(又は本年度	(又は本年度	184	3-4	備考
			精算額)	予算額)	増	減	
1 交 付 组	È		円	円	円	円	
2 そ の 化	<u>h</u>						
	合	計					

2 支出の部

			本年度予算額	前年度予算額	比 較	増 減		
	区	分	(又は本年度	(又は本年度	増	減	備	考
			精算額)	予算額)		V24		
and the art all			円	円	円	円		
整備事業							注) 年	月日
	合	計						

(注) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

- 1 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
- 2 実績報告の際は以下の資料を添付すること。
 - ① 財産管理台帳の写し
 - ② 事業実績内訳明細書(様式別紙)

※①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、②のみの添付も可能とする。

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な 情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 VIの添付書類のうち1について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類(農業·食品産業強化対策整備交付金)

政策	交付	交 付 先 名	施設等区分	交付率	事業費		負 担		備	考	
目的	根拠	文 10 儿 石	旭 成寺区分	文刊平	ず 未 其	交 付 金	都道府県	市町村	その他	VHI .	17
					円	円	円	円	円		
計											
計											
111111											
合計											

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
 - 2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。
 - 3 交付根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
 - 4 施設等区分の欄は、本要綱別表1の施設・機械等名を記入すること。
 - 5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額○○○円 うち国費○○○円」)を記入すること。
 - 6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第1号-2 (第8関係)

令和○○年度強い農業づくり総合支援交付金交付申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

令和○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第8の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画(又は実績)
- 3 経費の配分及び負担区分

			事業に要する経	負 担	区 分	
区	分	交付率	費 (又は要した経費) (A+B)	交付金 (A)	その他 (B)	備考
0000			H	Pi	Pi	
合 計						

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」 を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了予定(又は完了)年月日 名

令和○○年○○月○○日

5 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
	个十尺 7 开识	刊一次 1 开识	アロギス ア 日 1/9人	MH 17

	(又は本年度 精算額)	(又は本年度 予算額)	増	減	
1 交付金 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

	本年度予算額	前年度予算額	比較	増減	
区 分	(又は本年度	(又は本年度	増	446	備考
	精算額)	予算額)	增	減	
	円	円	円	円	
0000					
0000					
A -1					
合 計					

6 添付書類

- (1) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (2) リース導入を実施する直接採択事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、直接採択事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載)した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度に おいて既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 6 の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[直接採択事業者] 殿(第 12) [事業実施主体] 殿(第 26)

> 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
 - 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
 - ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
 - 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号(第13関係)

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記(注2)

- (注) 1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
 - 2 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」)と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第4号(第15関係)

令和○○年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遅延届

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第15の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
- 2. 推進事業の内容及び進捗状況
- 3. 遅延理由
- 4. 遅延に対して講じた措置
- 5. その他

別記様式第5号(第16関係)

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金事業遂行状況報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

			事業の遂行状況						
区 分	総事業費		月〇日までに 、したもの		月〇日以降に 直するもの	備考			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日				
	円	円	%	円					

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号 1 の記の「 \mathbb{II} 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第 1 号 2 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 - 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、 当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号(第16及び第17関係)

令和○○年度 強い農業づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

官署支出官〇〇 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第 17 の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金○○円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、令和○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

	<u></u>			交付	既受領	i額(B)	遂行状况	今回詞		(A) -	衰額 · ((B) + C))	事業完		
[2	区	}	事業に要する経費	金 (A)	金 (A) 金額 出来高		○月○ 日現在 の出来 高	金額	○月○日 現在の出 来高	金額	○月○日 金額 までの出 来高		備	考
			円	巴	円	%	%	円	%	円	%			

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号−1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式1号−2 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 - 2 下線部は、第 16 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄 は空欄とすること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、 当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号(第18第1項関係)

令和○○年度 強い農業づくり総合支援交付金実績報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。 (また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。
 - (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括 弧書で上段に記載すること。
 - (2) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号-1の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

また、以下の資料を添付すること。ただし(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、(2)のみの添付も可能とする。

- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) 事業実績内訳明細書
- 3 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

別記様式第8号(第18第2項関係)

令和○○年度 強い農業づくり総合支援交付金年度終了実績報告書

番 号 日

交付決定者 殿

都道府県知事氏名直接採択事業の場合所 在 地団 体 名代表者氏名

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

入門事末や大旭仏仏											
		交付決定	どの内容	年度内認	遂行実績	翌年度	繰越額	完了予定			
								年月日			
区	分	事業費	交付金額	(A)のうち	概算払	事業費	交付金額				
		(A)		年度内支払	受入済額						
				済額							
		円	円	円	円	円	円				
合	計										

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第1-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 - 2 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
 - 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号(第18第4項関係)

令和〇〇年度 強い農業づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

 都道府県知事
 氏
 名

 直接採択事業の場合
 所 在 地

 団 体 名
 代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった交付金について、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱第18第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (令和○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
 4 交付金返還相当額(3-2)
- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相 当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。) なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 - (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 - (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
 - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - 4 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 [

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 - なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 - ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

]

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日に おける資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用) の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、 当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財 産 管 理 台 帳

市町村(事業主体)名

地区	.名		地区	事業実施年		令和	年度	農林水産省	所管交付金	金名							
事	事	業の内容				工期		経費の配分	<u> </u>				処分制	引限期間	処分⊄	 >状況	
業			工種構造	施工箇所		着工	竣工						 	処分制限		処分の	摘要
区	事業種目	事業主体	施設区分	又は	事業量	年月日	年月日	総事業費	交付金	都道府	市町村	その他	年数	年月日	年月日	内 容	
分				設置場所						県費	費						
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号(第25関係)

令和○○年度 農林水産省所管

強	しい	農	業	づ	<	1)	総	合	丰	揺	冭	付	金	調	書
		ᄺ													

	団			地		方	公	共	寸	体	名		
	玉			歳入					歳	出			備考
事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金額	支出 済額	うち交付金額	翌年度 繰越額	うち交付金 額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
○○事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○費													
○○費													
その他		^^^^			^^^^	^^^^	^^^^						^^^^

記載要領

- 1 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等により その変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応 する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、 流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。 この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書()すること。